

雇用・就業をめぐる諸政策の重層化と労働法の役割

【研究会メンバー】

主査	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池田 悠	北海道大学法学部准教授
	石川 茉莉	武蔵大学経済学部講師
	石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	植田 達	常葉大学法学部講師
	神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授
	河野 奈月	明治学院大学法学部准教授
	島村 暁代	立教大学法学部准教授
	高橋 奈々	東海大学法学部講師
	仲 琦	労働政策研究・研修機構研究員
	土岐 将仁	岡山大学法学部准教授
	富永 晃一	上智大学法学部教授
	朴 孝淑	神奈川大学法学部准教授
長谷川 珠子	福島大学行政政策学類准教授	
山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
研究協力者	呉 哲毅	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
	張 博筌	東京大学大学院法学政治学研究科研究生
	日原 雪恵	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	黄 若翔	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	梁 閔閔	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程

【報告書目次】

- 序章 雇用・就業をめぐる諸政策の重層化と労働法の役割—問題の所在と検討の概要
- 第1章 プラットフォーム・エコノミー時代における個別労働法上の労働者認定基準の再考察
- 第2章 労組法上の使用者性と他の法令上の義務—近時の事例・議論を題材として
- 第3章 化学物質管理における情報伝達規制とその展開
- 第4章 均等法上の「ハラスメント」概念における「職場」
- 第5章 判断能力の低下と労働契約
- 第6章 日本における高年齢者雇用の現状—改正高年齢者雇用安定法を中心に
- 第7章 再建型倒産手続における企業年金—拠出と給付をめぐる諸問題
- 第8章 フリーランスと年金—基礎年金における構造的な問題の整理
- 第9章 ドイツ労働法における労働者性とクラウドワーカーの法的地位—連邦労働裁判所 2020 年 12 月 1 日判決の意義と課題—
- 第10章 イギリスにおける労働者の睡眠時間に対する法規制
- 第11章 アメリカ・ニューヨーク州法における競業避止特約に基づく権利救済論
- 第12章 アメリカ法における共同使用者概念—全国労働関係法を中心に—
- 第13章 米国の労働市場に関する反トラスト法の執行とその問題点—近時の学説の議論を中心に
- 第14章 台湾における法人格否認法理—会社法の規定と判例の発展

【内容要旨】

ICTの進歩、プラットフォーム・エコノミーの進展は、使用者の指揮命令に拘束された伝統的な働き方とは異なる役務提供や、労働法が伝統的に名宛人としてきた使用者を特定しがたい就業形態をもたらしている。そこに2020年初頭から新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが加わり、テレワークを含め、就業形態の多様化が加速した。

労働法は労働関係における社会的弱者である労働者に対してセーフティネットを用意し、それがコロナ禍による就業制限、収入減少に対しても一定程度機能した。しかし、そうした保護は労働者ではない役務提供者には適用されず、雇用と非雇用の境界が曖昧化する中で、両者の中間に位置する雇用類似就業者に対する社会的保護が重要な政策課題として認識されることとなった。

このような状況は日本に限られず、労働法の適用を雇用と非雇用という二分法により決する伝統的システムについて見直しを迫る議論が世界各国で有力化している。もっとも、社会的弱者に対する保護は労働法のみによって担われるべきものでもなく、隣接諸法領域や法規制以外の諸施策が担うことも考えられる。そこで、まずは労働法による保護と、関係隣接法領域や他の施策による社会的弱者に対する保護の状況の確認が必要となる。そしてそれらの法規制が、重層的に適用される場合には、相互の規制の重複に矛盾や問題がないか、各法システムが相互補完的関係にある場合には、その補完関係が適切な組み合わせになっているのか等の検証が必要となる。そして、いずれの法システムも保護を提供し得ていない場合には、新たにいかなる保護を設定すべきかの検討が必要となる。

本研究では新たな雇用・就業関係の展開に対して労働法とその隣接法システムや諸施策が適切な社会的保護を提供し得ているのかを検証し、今後の労働法の役割や他の法システムとの調整・協働の在り方を検討した。具体的には、日本法については、労働者・使用者の概念を確認した後、労働法と化学物質情報（安全衛生規制との関係）、民法（使用者責任、意思能力との関係）、労働市場法（高齢者雇用関係）、倒産法（企業年金との関係）、社会保障法（フリーランスと年金関係）の交錯問題を検討した。比較法研究としては、ドイツ（クラウドワーカー）、イギリス（労働時間の限界領域としての睡眠時間）、アメリカ（競業避止義務、共同使用者、反トラスト法との法関係）、台湾（会社法との交錯問題としての法人格否認の法理）における労働者・使用者概念の境界領域の問題や競争法、会社法との交錯問題等について検討を行った。